

議第87号

京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

京都市水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市水道事業条例の一部を改正する条例

京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項前段、第15条の 2 第 1 項前段及び第15条の 4 第 1 項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第24条前段中「使用水量 1 立方メートルまでごとに326円以下でそのつど管理者が定める金額と当該給水のために特に要した費用に相当する額と」を「次に掲げる額」に、「100分の105」を「100分の108」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 使用水量 1 立方メートルまでごとに326円
- (2) 給水のために特に要した費用に相当する額

第24条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第28条第 2 項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第15条、第15条の2及び第15条の4の規定は、平成26年5月1日（改正後の条例第17条第2項の規定により隔月に水道メーターの検針を行う場合にあっては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第24条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認の申請があった専用装置の新設又は給水管の呼び径の増径に関する工事（以下「工事」という。）に係る加入金について適用し、施行日前に承認の申請があった工事に係る加入金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第28条第2項の規定は、適用日以後に決定する使用水量に係る料金を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。